

加古川市立図書館におけるポスター及びチラシ等の設置・掲出基準

令和3年10月1日
中央図書館長決定

1 基本方針

この基準は、加古川市立図書館（以下「図書館」という。）におけるポスター、チラシ、逐次刊行物等（以下「ポスター等」という。）の設置・掲出について必要な事項を定めるものである。

- (1) 設置・掲出に当たっては原則として市政、県政、国政及び地方公共団体等が発信する情報を中心に広く市民生活に必要と認められるものを設置・掲出するものとする。
- (2) 設置・掲出に当たって、設置スペースに余裕がない場合は、ポスター等の優先度を個別に判断し、設置・掲出するものとする。

2 設置・掲出基準

設置・掲出するポスター等は次の各号に掲げる範囲のものとする。

ポスター等の設置スペースに余裕がない場合は、次の(1)~(5)に掲げる要件を満たすものを優先して設置・掲出するものとし、それ以外のものの設置・掲出については、図書館の判断において決定する。

- (1) 加古川市、加古川市教育委員会もしくは市の外郭団体が発行するもの、または主催、もしくは後援等の関わりがあるもの。
加古川市の外郭団体等が行う事業等の情報は、市政情報に準ずるものとする。
- (2) 指定管理者(加古川市の公の施設の管理運営を行うもの)が発行するもの、または主催、もしくは共催等の関わりがあるもの。
指定管理者の情報は市政情報に準ずるものとする。
- (3) 加古川市から補助金を受ける事業等の情報。
- (4) 国もしくは都道府県の機関が発行するもの、または主催もしくは後援等の関わりがあるもの。
- (5) 兵庫県下の各市町が発行するもの、または主催もしくは後援等の関わりがあるもの。
- (6) 日本図書館協会等の公益法人が発行し、市民に有用な情報または行事等が掲載されているもの。
- (7) その他図書館として特に必要と判断するもの。

3 設置・掲出しないもの

上記の設置・掲出基準に該当する場合であっても、次の各号に該当するものは原則として設置・掲出しない。

- (1) 加古川市民を対象としていないもの。
- (2) 人権侵害となる内容が含まれるもの。
- (3) 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの。

- (4) 営業営利を目的とするもの。(カピル 21 ビル商業施設と図書館との連携事業は除く)
- (5) 特定の政党、宗教に関わるもの。
- (6) 暴力団と関係があるもの又はその恐れのあるもの。
- (7) 発行する団体の名称や連絡先のないもの。
- (8) その他図書館として設置・掲出できないと判断するもの。

4 設置・掲出の期間

- (1) 催事等の日時、募集期間が明記されているものは、原則として当該期日までとする。
- (2) 啓発用のポスター等で期間の明記がないものは、概ね 1 ヶ月までとする。ただし、必要に応じて期間の延長を行うことができる。

5 附則

この基準は令和 3 年 10 月 1 日から施行する。